

第7回 港湾施設の持続可能な維持管理に向けた検討会 議事概要

日 時：令和8年3月4日（水）10時00分-12時00分
場 所：一般財団法人 沿岸技術研究センター 会議室
方 法：オンライン併用

1. 主な議事

事務局より、下記について説明を行った後、委員による意見交換を行った。

(1) 資料の説明

検討会の概要・今年度の検討内容について

(2) 資料の審議

- ・ 供用期間延長にかかる維持管理計画策定ガイドライン参考資料の作成方針
- ・ 供用期間延長にかかる点検診断ガイドライン参考資料の作成方針
- ・ 維持管理計画の作成事例の見直し

2. 主な意見

2.1 今年度の検討内容

(1) 供用期間延長にかかる維持管理計画策定ガイドライン参考資料の作成方針について

委 員：「要求性能の変化の有無」は、「要求性能の変更の有無」の方が妥当な表現ではないか。

事務局：再検討する。

委 員：参考として記載している近畿地方整備局の例は、維持管理での十分な配慮を行うことで供用を継続の場合の方が妥当ではないか。

事務局：近畿地方整備局の例の付与箇所を再検討する。

委 員：性能低下度の評価結果にかかわらず、要求性能の変化の有無の条件分岐に進むはずであり、そのことが分かる記載が必要。

事務局：フローを再検討する。

委 員：老朽化事故の言葉の使い方は不適切ではないか。

事務局：言葉の使い方について再検討する。

委 員：外力への耐久性の言葉の使い方は不適切ではないか。

事務局：言葉の使い方について再検討する。

委 員：「(劣化度の状態に寄らず)」の漢字は不適切ではないか。

事務局：表記について再検討する。

委 員：対象の部材に記載されている2つの事項の表記が分かり難いので表記の仕方を工夫してほしい。

事務局：言葉の使い方について再検討する。

(2) 供用期間延長にかかる点検診断ガイドライン参考資料の作成方針について

委 員：点検強化の具体的内容が、従来の維持管理に加えて実施すべき事項であること解りづらい。

事務局：従来の維持管理に加えて実施すべき事項であることが分かるよう再検討する。

座長：【維持管理での十分な配慮の対象部材及び具体的内容】の「配慮の対象部材」は「配慮が必要な」の表記ではないか。

委員：点検診断ガイドラインには、項目ごとに点検のポイントが記載されている。これについては実施すべきと考えるが、今回の提案との仕分けがなされていない。そのことがわかるような追加の文章が必要。

事務局：追加の文章を再検討する。

委員：「設計供用期間満了後に急速な変状の進行が予見される部材」の「満了」という言葉は「経過」の表記ではないか。

事務局：「満了」を「経過」とする。

委員：「変状の進行が予見される部材」は、例として記載したものであり、「の例」で表記するのがよい。

事務局：表記を再検討する。

委員：具体的配慮の事例において、新技術の個別名称等を例示せず、「有効な新技術」とすることや「点検診断カタログ」を参考とすることとして標記するのがよい。

事務局：「点検診断カタログ」を参考とすることとして標記する。

(3) 維持管理計画の作成事例の見直しについて

委員：関連図面と設計計算書が一致していない。一致したものとする必要があるのではないか。事例の選び方を工夫すべき。

事務局：掲載する内容について再検討する。

委員：設計計算書は受梁の検討となっているが、これで設計計算書の内容が足りているのか。

事務局：再検討する。

委員：維持管理の計画目標期間は、2026～2076年となっているが、これでは設計供用期間は51年にならないか。

事務局：確認する。

委員：総合評価の結果の一覧表が掲載されているが、表だけではなく、コメントが必要ではないか。見せ方の工夫をしてほしい。

事務局：見せ方の工夫をする。

座長：提案している作成事例は、本文と参考資料に分かれているが、設計条件に関する事項、例えば、構造特性や材料特性などの重要な情報は最初にまとめておくべきではないか。

事務局：重要な情報は最初にまとめて記載するよう再検討する。

座長・委員：提案している作成事例は、定型文を使い、表形式とすることでシンプル化を図ろうとしている。その意図は分かるが、あまりにシンプル化が進むと却って分かり難くなる。基本的な考え方や重点的に点検すべき場所などはできる限り文章を使い丁寧な記述が望まれる。

事務局：基本的な考え方や重点的に点検すべき場所などはできる限り文章を使い丁寧な記述をする。

(以上)